

地震対策に関する主な制度

戦後における地震対策に関する主な制度

- 昭和25(1950)年 建築基準法(旧耐震基準) ← 昭和23(1948)年 福井地震
- 昭和41(1966)年 地震保険に関する法律 ← 昭和39(1964)年 新潟地震
- 昭和53(1978)年 **大規模地震対策特別措置法**
- 昭和54(1979)年 地震防災対策強化地域※1の指定(想定東海地震) 地震防災基本計画※2の策定
- 昭和55(1980)年 **地震財特法** (地震防災強化地域の社会福祉施設や公立小中学校の改築等に補助を嵩上げ)
- 昭和56(1981)年 建築基準法改正(新耐震基準) ← 昭和53(1978)年 宮城県沖地震

平成7(1995)年 阪神・淡路大震災

- 平成7(1995)年 **地震防災対策特別措置法**
(地震調査研究推進本部の設置、全国の社会福祉施設や公立小中学校の改築等に補助を嵩上げ)
- 平成7(1995)年 建築物の耐震改修の促進に関する法律(新耐震基準以前の建物に耐震診断を義務付け)
- 平成11(1999)年 地震防災基本計画修正 (初動体制の強化、日常生活の確保の視点)
- 平成14(2002)年 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法
- 平成15(2003)年 東海地震対策大綱策定 (予知ができた場合、突発で地震が起こった場合の両面の対応を明示)
- 平成15(2003)年 地震防災基本計画修正 (注意情報が出された場合の準備行動の開始等の対応を明示)
- 平成16(2004)年 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法
- 平成19(2007)年 緊急地震速報の導入

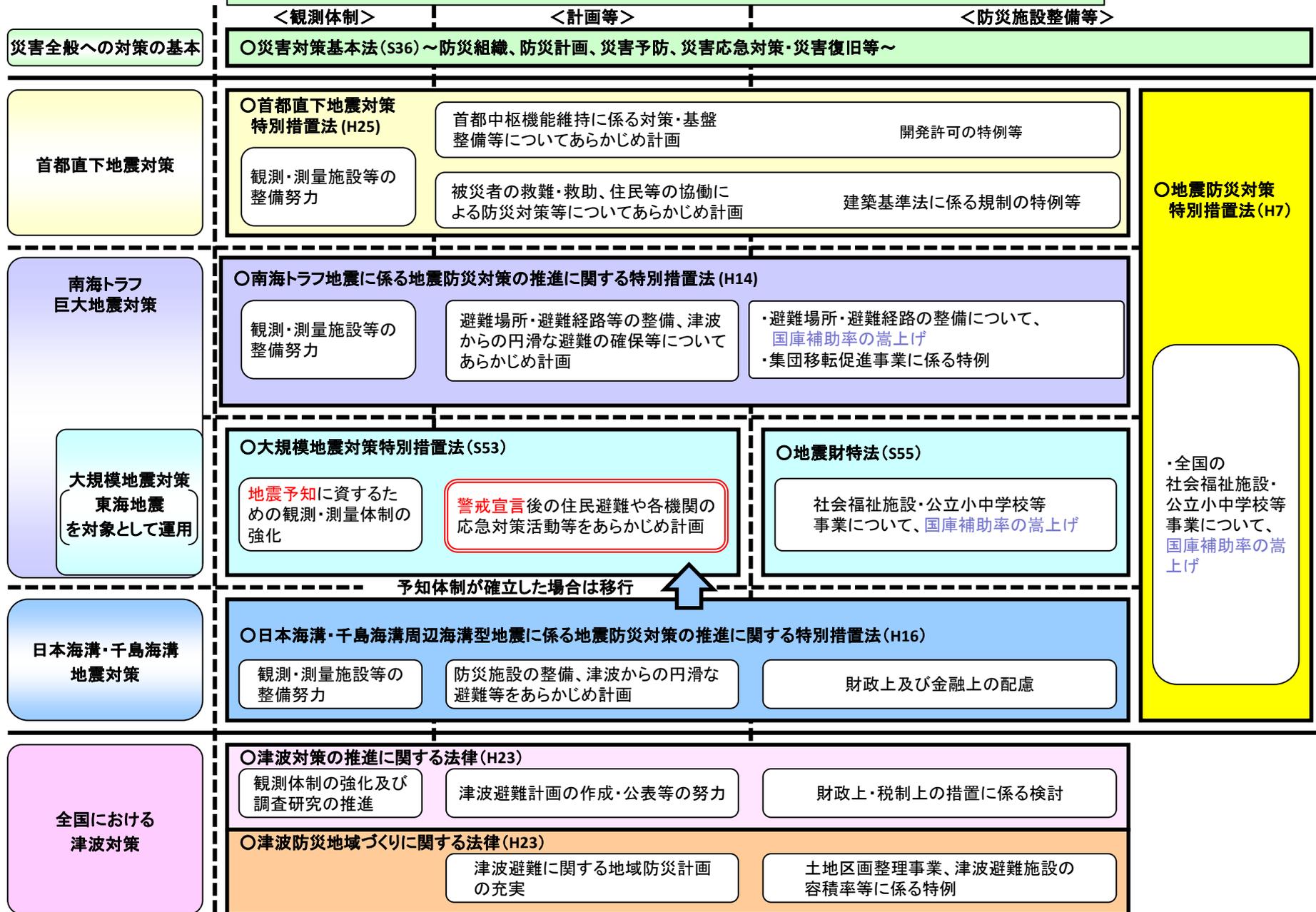
平成23(2011)年 東日本大震災

- 平成23(2011)年 津波対策の推進に関する法律
- 平成23(2011)年 津波防災地域づくりに関する法律
- 平成25(2013)年 **南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法**
- 平成25(2013)年 首都直下地震対策特別措置法
- 平成26(2014)年 大規模地震防災・減災対策大綱

※1 大震法に基づいて指定される、地震防災に関する対策を強化する必要がある地域

※2 大震法に基づき警戒宣言が発せられた場合における国の地震防災に関する基本的方針、地震防災強化計画及び地震防災応急計画の基本となるべき事項等について定めたもの

我が国の地震防災に関する法律体系



○地震防災対策特別措置法(H7)

・全国の社会福祉施設・公立小中学校等事業について、**国庫補助率の嵩上げ**

※大規模地震対策特別措置法、津波防災地域づくりに関する法律は閣法。他は議法。

地震調査研究推進本部について

(1) 経緯

- ・ 阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、全国にわたる総合的な地震防災対策を推進するため、地震防災対策特別措置法が議員立法によって制定された。（平成7年6月）
- ・ 同法に基づき、地震に関する調査研究の責任体制を明らかにし、これを政府として一元的に推進するため、政府の特別の機関として「地震調査研究推進本部」を設置。

○地震調査研究推進本部の構成

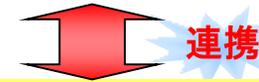
- ・ 本部長は文部科学大臣。本部員は関係府省の事務次官等。
- ・ 本部の下に関係省庁の職員及び学識経験者から構成される「政策委員会」と「地震調査委員会」を設置。

(2) 地震調査研究推進本部の役割

- ① 総合的かつ基本的な施策の立案
- ② 関係行政機関の予算等の調整
- ③ 総合的な調査観測計画の策定
- ④ 関係行政機関、大学等の調査結果等の収集、整理、分析及び総合的な評価
- ⑤ 上記の評価に基づく広報

※政策委員会は①～③と⑤を、地震調査委員会は④を担当

国、地方公共団体等の防災対策



地震調査研究推進本部(本部長:文部科学大臣)

政策委員会

- 総合部会
- 調査観測計画部会

【役割】

- ・ 関係行政機関の予算等の調整
- ・ 地震調査研究の基本方針の策定 等

地震調査委員会

- 長期評価部会
- 強震動評価部会
- 津波評価部会

【役割】

- ・ 地震の発生確率や規模等の評価を実施、公表 等

総合基本施策、調査観測計画

調査観測データ、研究成果

調査観測、研究等の実施



※地震調査研究推進本部員：内閣官房副長官、内閣府事務次官、総務事務次官、文部科学事務次官(本部長代理)、経済産業事務次官、国土交通事務次官